

情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い

(令和5年7月7日 「情報信託機能の認定に係る指針 Ver.3.0」)

規制改革の内容

措置前

「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.2」において、健康・医療分野の要配慮個人情報を含む事業は情報銀行の認定の対象外となっている。

措置内容

「情報信託機能の認定に係る指針Ver3.0」において、健康・医療分野の要配慮個人情報を含む事業を情報銀行の認定の対象にするとともに、対象とする要配慮個人情報の範囲、利用用途の制限、医療専門職の関与の在り方等について定める。

効果

健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて一定の要求を満たした情報銀行が認定されることで、安全・安心なデータ流通・活用が進み、利用者個人の状態に合わせた適正かつ安全なヘルスケアサービスを受けられる環境が整備される。

規制改革の概要

○情報銀行を介した健康・医療分野の要配慮個人情報の流通・活用のイメージ

